

(案)

提言

新たな情報化時代の人文学的
アジア研究に向けて
——対外発信の促進と持続可能な研究者養成——



平成29年（2017年）〇月〇日

日 本 学 術 会 議

言語・文学委員会・哲学委員会・

史学委員会・地域研究委員会合同

アジア研究・対アジア関係に関する分科会

この提言は、日本学術会議言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同アジア研究・対アジア関係に関する分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・
地域研究委員会合同アジア研究・対アジア関係に関する分科会

委員長	斎藤 明	(連携会員)	国際仏教学大学院大学教授、東京大学名誉教授
副委員長	久保 亨	(第一部会員)	信州大学人文学部教授
幹 事	川島 真	(連携会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
幹 事	月脚 達彦	(連携会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
	小松 久男	(第一部会員)	東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授
	栗屋 利江	(連携会員)	東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授
	井手誠之輔	(連携会員)	九州大学大学院人文科学研究科教授
	貴志 俊彦	(連携会員)	京都大学地域研究統合情報センター教授
	君島 和彦	(連携会員)	東京学芸大学名誉教授
	小谷 汪之	(連携会員)	東京都立大学名誉教授
	小浜 正子	(連携会員)	日本大学文理学部教授
	坂井 俊樹	(連携会員)	東京学芸大学教育学部教授
	高見澤 磨	(連携会員)	東京大学東洋文化研究所教授
	徳永 宗雄	(連携会員)	京都大学名誉教授(平成28年8月まで)
	中野 聡	(連携会員)	一橋大学大学院社会学研究科教授
	新田 栄治	(連携会員)	鹿児島大学名誉教授
	芳賀 満	(連携会員)	東北大学高度教養教育・学生支援機構教授
	桃木 至朗	(連携会員)	大阪大学大学院文学研究科教授
	吉澤誠一郎	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科准教授

提言及び参考資料の作成に当たり、以下の方々に御協力いただきました。

富田圭一郎	国立国会図書館関西館
石川 晶	国立研究開発法人科学技術振興機構中国総合研究交流センター
柳 瑠	国立研究開発法人科学技術振興機構中国総合研究交流センター
大野 太幹	国立公文書館アジア歴史資料センター

本件の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	井上 示恩	参事官(審議第一担当)(平成29年3月まで)
	西澤 立志	参事官(審議第一担当)(平成29年4月から)
	渡邊 浩充	参事官(審議第一担当)付参事官補佐(平成28年12月まで)
	齋藤 實寿	参事官(審議第一担当)付参事官補佐(平成29年1月から)
	石部 康子	参事官(審議第一担当)付専門職

要 旨

1 作成の背景

国際競争力の強化、日本のソフト・パワーの増強、世界的課題の解決、ならびにアジア諸国とのパートナーシップの強化は、文部科学省における国際戦略（提言 2005 年）において、四つの重要な柱とされた。本提言は、この国際戦略（提言）の方向に沿い、平成 26 年 7 月に本分科会が公表した「人文学的アジア研究の振興に関する提言」を前提として、「新たな情報化時代」にふさわしい人文学的アジア研究のあり方に焦点を絞る。日本における人文学的アジア研究の発信力の向上を図り、国際的に最先端の舞台で活躍する人材を育成しつつ、研究の活性化をいかに促進するかに狙いを定め、具体的な政策提言を行う。

2 現状及び問題点

現在、人文学や社会科学の諸研究は、新たな情報化時代の到来に伴う課題に直面している。日本及びアジア諸国では、経済発展に伴い、多くの資料が発掘・発見され、その保存や修復などが大きな課題となっている。一方でまた、情報化に伴う時代の変化も重要である。1990 年代以降の情報化のうねりとともに、研究・教育のスタイルが大きく変化しつつある。21 世紀に入ると、メタ・データの処理や大型のデータベースの構築が進み、個々の研究分野でもアクセスが必須とされる大型コンテンツが出現した。このような情報の激増は、他方でまた、新たな課題を生み出すことになった。

第一に、これらのコンテンツへのアクセスが有料であり、個人で加入することも容易でない場合が多い。このため、アクセス権の有無によって研究条件に差異が生まれ易い状況となり、また電子ジャーナル等の高騰は図書館経費を圧迫している。第二に、これらのデータベースへの掲載の有無が、その資料の利用頻度と研究の質に大きな影響を与えつつある。第三に、大型データベースの整備が遅れている国・地域の研究成果は発信力を失い、データベースに収められていない資料群はますます利用されにくくなっている。

3 提言等の内容

(1) アジア研究情報に対するアクセスの平等性の確保

学会などを通じていかなるデータベースがあるのかを精査の上、国会図書館や個々の分野の研究拠点となる大学、研究機関に対してデータベースアクセスのための予算措置を国や自治体は講じるべきである。アクセス権の取得に際しては、コンソーシアム方式など柔軟な形式をとることが望まれる。データベースへのアクセス権は無料又は廉価での利用が期待される。アクセス権の有無による研究条件の格差の発生は防がねばならない。

(2) 日本からのアジア研究情報の発信

① アジア研究情報の発信には、研究成果と一次資料の発信という両側面がある。世界各地で発信されるデータベースへのアクセスには、受け手側の発信が条件とされる

ことも多いため、国立情報学研究所、国会図書館、各研究機関、大学などが、情報発信に重点を置けるよう関係官庁・機関（文部科学省高等教育局、日本学術振興会、日本学生支援機構、外務省総合政策局・国際文化交流審議官、及び国際交流基金など）は予算措置を講じる必要がある。

② 日本の学会誌や紀要などのデジタル化とウェブ上での無料あるいは廉価での公開を促進し、国内外の研究者が日本発の学術成果に自由にアクセスできる環境を整える必要がある。このため、CiNii や J-STAGE で論文のコンテンツを公開することを促進すべく、関係官庁・機関は行財政措置を講じるべきである。

③ 英語での対外発信を促進するため、専門的な内容に対応できる翻訳者の育成や翻訳経費の確保等につき、関係官庁・機関と学会が協力して取り組む必要がある。

④ 現地語による学術情報の発信が盛んになっている今日、現地語での発信を行う若手研究者の能力向上、翻訳事業等に向けた予算措置を関係官庁・機関は講じるべきである。

(3) 長期的な研究者養成とアジア研究の社会的基盤形成

① 長期的な研究者養成

ア アジア諸言語で書かれた重要な文献群や諸作品の翻訳事業を持続的に支援し、これと関連して、アジア諸国等派遣留学生制度を復活ないし創設する。

イ 公共図書館、文書館、博物館に、専門的知識と高い学術的力量を備えた専門職員を配置する。

ウ 各地の研究機関や行政機関に対し、国際交流関係業務の専門職員として人文学的アジア研究の専門的知識を備えた人材の配置を促す。

エ アーキビストに関しては、自治体の文書館に専門職員を配置することを抑制する要因になっている公文書館法第4条附則第2項の特例規程を撤廃する。

② アジア研究の社会的基盤形成

ア 中・高の学校教育において、現代のアジアと日本を理解するのに有効な教材の開発を支援する。

イ 日本の人文学的アジア研究の優れた成果を、書籍やデジタル形式等の媒体で社会教育に還元し、幅広い世代へアジア関連の学習・研究の機会を提供する。

ウ 生徒や学生がアジアとの社会的・文化的つながりや同世代との共感を得られるよう、中学・高校、大学の学部課程における国際セミナーや現地研修の開催、期留学を奨励・支援する。その際、英語による交流を基本としながら、現地語習得への道を拓げるため、アジアの諸言語学習の機会の拡大を図る。

目 次

1	はじめに	1
2	新たな情報化時代の中の人文学—アジア研究を中心として—	2
	(1) 新たな情報化時代とは何か	2
	(2) 人文学的アジア研究の現況	2
3	日本からの発信—人文学的アジア研究の対外発信	5
	(1) CiNii などの論著データベース	5
	(2) 英語による対外発信の現状と課題	5
	(3) 日本語による発信の重要性	5
	(4) アジア各地の現地言語による発信の意義	6
4	新たな情報化時代にふさわしい人文学的アジア研究の研究者養成	7
	(1) 大学院生など若手研究者の就学支援策、奨学金制度などの拡充	7
	(2) CADAL などの利用環境整備と若手研究者の留学支援	7
	(3) ライブラリアン、アーキビスト、学芸員など専門的職業人となる道の拡大	7
5	人文学的アジア研究の社会的な広がり、裾野づくり	9
	(1) 中・高・大の学校教育を通じての、アジアに対する関心の醸成	9
	(2) 博物館などを通じた社会教育とメディアへの還元	9
	(3) 「アジア離れ」状況の克服に向けた意識的な努力	9
6	具体的な政策提言	11
	(1) アジア研究情報に対するアクセスの平等性の確保	11
	(2) 日本からのアジア研究情報の発信（研究成果、一次資料）	11
	(3) 長期的な研究者養成とアジア研究の社会的基盤形成	12
	① 長期的な研究者養成	12
	② アジア研究の社会的基盤形成	12
	<参考資料> 審議経過	13
	<付録> 人文学的アジア研究に関する各種データベースの概況	14

1 はじめに

人文学¹には、言語と情報という乗り越えるべき二つの大きな壁がある。蓄積されてきた一次資料とともに、長い年月の間に積み重ねられた研究成果もまた膨大である。これらの一次資料と二次資料は、原資料及び紙媒体をとおして保存・公開されるとともに、その多くが電子化され、様々なデータベースが提供されつつある。今日の人文学は、これらのデータベースへのアクセスの可否が研究の質に直結する時代を迎えている。それゆえ、言語と情報という関連する二つの障壁を着実に乗り越えながら、各自の研究成果が国際的にも最先端の意義をもつことを明示し、そのうえで多くの人々の関心にいかに応えることができるのか、一今後の人文学の成否はこの一点にかかっている。

特に、多様な言語のるつぼともいえる広義のアジア諸国・諸地域²との関係が重要度を増している今日、人文学的アジア研究に期待される場所は大きい。と同時にまた、新たな情報化時代をむかえ、一方で言語障壁の克服を図りながら、膨大な量の写本・版本・テキスト類や造形資料等の一次資料と学術論文を中心とする二次資料とを着実にデータベース化し、それらへの平等で、迅速なアクセスを可能にすることは人文学的アジア研究にとって喫緊の課題となっている。

国際競争力の強化、日本のソフト・パワーの増強、世界的課題の解決、ならびにアジア諸国とのパートナーシップの強化は、すでに文部科学省における国際戦略（提言 2005 年）³において、四つの重要な柱と位置づけられてきた。本提言は、この国際戦略（提言）の方向を諒とし、平成 26 年 7 月に本分科会が公表した「人文学的アジア研究の振興に関する提言」⁴を前提とした上で、特に質・量ともに飛躍的な進展を見せる「新たな情報化時代」にふさわしい人文学的アジア研究のあり方に的を絞っている。さらにまた本提言は、2015 年 6 月 8 日の文部科学省通達⁵に対する日本学術会議の対応をふまえ、具体的な方策を提起することに重点を置いた。「新たな情報化時代」を迎える今日、日本における人文学的アジア研究の発信力の向上を図り、国際的に最先端の舞台で活躍する人材を育成しつつ、研究のさらなる活性化をいかに促進するか、本提言はここに狙いを定め、具体的な政策提言を行うものである。

¹ 人文学と人文科学はいずれも **humanities** の訳語であり、社会科学をも含む広義の用例と、社会科学と対置される狭義の用例とがある。ここでは、「日本の人文学及び社会科学の課題」（文部科学省研究振興局）や「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業」（日本学術振興会）等の一般的な呼称とともに、注 4 に挙げた提言の名称をも勘案して、狭義の用例として、「人文学」の呼称を用いる。

² アジア諸国・諸地域の範囲について。この提言における「アジア」は、アジア研究が対象とする諸領域を念頭に置き、日本、中国、朝鮮などの東アジア、東北アジアから、東南アジア、南アジア、西アジア、中央アジア、さらには、北アフリカ、オセアニアや極東ロシアの一部までも含む広い地域を念頭に置くものであって、必ずしも厳密に地域を限定するものではない。国際的にも、「国際アジア・北アフリカ人文科学会議（CISHAAN）」（現「国際アジア・北アフリカ研究会議（ICANAS）」）などの呼称が使われてきたように、地理的な意味でのアジア大陸のみならず北アフリカも含めて研究分野を設定することが一般的となっている。

³ 「文部科学省における国際戦略（提言）について」平成 17 年 9 月 16 日大臣官房国際課 URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/senryaku/

⁴ 言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同 アジア研究・対アジア関係に関する分科会提言「人文学的アジア研究の振興に関する提言」URL: <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-15.html#7>

⁵ 「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」

2 新たな情報化時代の中の人文学—アジア研究を中心として—

(1) 新たな情報化時代とは何か

現在、社会科学や人文科学の諸研究は、新たな情報化時代の到来に伴う課題に直面している。人文学的アジア研究もその例外ではない。日本のみならず、アジア諸国でも、経済発展が進行する中で、文化への関心が高まり、これまで顧みられなかった多くの資料が発見あるいは再発見され、その保存や修復などが大きな課題となっている。そのため、アーキビスト、ライブラリアン、学芸員などの専門職員の重要性が一層高まることになった。

一方でまた、情報化に伴う時代の変化も重要である。1990年代以降の情報化のうねりに伴って、研究者にもコンピュータ・リテラシーが求められ、またこれまで図書館や文書館で見ていた資料が研究室や自宅で見られるようになった。情報化によって、研究・教育のスタイルが大きく変化した。これは新たな研究インフラが整備され、従来よりも効率良く研究を行える時代となったことを意味した。

だが、21世紀に入ると、技術の進展に伴って、メタ・データの処理や大型のデータベースの構築が進み、個々の研究分野でもアクセスが必須とされる大型コンテンツが出現した。それらは、ある分野の基本資料をデジタル化した資料集であったり、ある特定の国や地域の研究成果をほぼ網羅し、それを検索、ダウンロードできるデータベースであったりした。このような情報の激増は、新たな課題を生み出すことになった。

第一に、これらのコンテンツへのアクセスが有料であり、個人で加入することも容易でない場合が少なくない。そのため、そのアクセス権の有無によって、研究条件に差異が生まれ易い状況となった。また、電子ジャーナル等の高騰も図書館経費を圧迫している。

第二に、これらのデータベースなどでの掲載の有無は、その資料の利用頻度に決定的な影響を与える可能性がある。そのためにデータベース作成者が恣意的に資料を掲載させないことによって、研究者を誘導する可能性がある。

第三に、これらのデータベースについては、その利用に伴う課題だけではなく、発信に伴う課題もある。すなわち、こうした大型データベースに伴って、研究・教育スタイルが変化することになった。これにより、データベースがない国・地域の研究成果が発信力を失い、そうしたデータベースを持たない資料群が利用されにくくなる、などといった問題が生じている。

(2) 人文学的アジア研究の現況

人文学も、(1)で述べたような課題に直面している。紙媒体以外の資料がきわめて多く現れ、利用が強く求められる漢籍や仏典のデータベースが作成されながらも、それへのアクセスには研究者間で差異が生まれている。また、研究成果のデータベースの作成が世界各国・地域で進み、それへのアクセス権の有無が研究効率に大きく影響するだけでなく、自らの研究成果が世界にデジタルコンテンツとして発信されているか否かが、大

きな問題となった。

アジア研究もまた同様の課題に直面している。多種多様なデータベースが欧米諸国のみならず、アジア諸国によって構築され、そうしたデジタルコンテンツを用いた多彩な研究が進展している⁶。また、自国・地域を対象とした研究を促すために、また自国・地域での研究成果を世界に発信したりするために、データベースを作成しているところも少なくない。このような現状に鑑み、以下のような対処が求められるであろう。

第一に、日本の研究機関、個々の研究者や学会は、そうしたデータベースへのアクセス権をいかに隔たりなく獲得し、研究インフラを整えていくのかが問われている。たとえば、中国研究であれば、現在構築されつつある「中国デジタル図書館国際協力計画」(CADAL:China Academic Digital Associative Library、「大学数字図書館国際合作計画」)⁷へのアクセス権をいかに獲得するかが課題となろう。また CNKI (China Knowledge Resource Integrated Database、「中国知網」)に関しても、もっとも高度な利用、つまり近年の雑誌記事のみならず、戦前の記事をも閲覧できる契約を結んでいる機関は、経済的理由のため多くない。ちなみに、日本で CADAL へのアクセス権をどの機関も獲得していないのは、CADAL が構築中のデータベースだということもあるが、自らの持つデジタル化された資料を提供し、同時に経費負担をまかなえるような潤沢な経費を有した機関が決して多くないためである。CNKI についても、コンソーシアム方式の契約が難しいこと、また経費負担が障害となって、もっとも高次の契約は結び得ていないものと考えられる。

第二に、このようなデータベースについては、公共財として無償で利用できること、また有償であっても廉価で利用できることが好ましい。この点、関係諸方面への働きかけが必要である。だが、一部のデータベースへのアクセス権は高額に設定されており、研究機関が単体でその権利を得られない場合が少なくない。その場合には、コンソーシアム方式を模索するなどの工夫が求められる。また、特定の研究機関に所属しなくとも、隔たりなく研究者にアクセス権が与えられるような研究インフラの整備も求められるだろう。

第三に、日本側から何を発信するのかという新たな課題にも直面している。これは、データベースの利用と発信が相互主義的に想定されることが少なくないこと、また日本語の研究成果が目下十分に内外に発信されていないということに因る。無論、日本から際立った発信もなされている。例えば、アジア歴史資料センターがウェブ上に無料で提供している近現代日本の公文書類は、世界の多くの歴史研究者に用いられてい

⁶ たとえば中国では、政府系の組織である CNKI (China Knowledge Resource Integrated Database、中国知網) が雑誌論文データベースを作製しているが、契約方式、支払金額如何によって閲覧、利用が異なっている。たとえば、戦前の雑誌記事などを見られる契約と見られない契約がある。

⁷ CADAL は、中国の 70 以上の大学とアメリカ、ヨーロッパ、インドなどの大学、研究機関が連携し、中国関係資料のデジタル化を推進しているプロジェクトである。清代以前の古典籍、中華民国期の図書・雑誌、欧文の博士論文、現代書など 260 万冊以上の資料がすでにデジタル化され、関係機関での利用が可能になっている。今後 CADAL に中国研究のための資料が集約的に集められた場合、これへのアクセスの可否が研究条件に決定的な影響を与えることが予想される。現行の契約規則では、CADAL との間で契約をした特定の機関でしか閲覧が許されていないからである。

るし、JST が取り組んでいる日本の中国研究の成果の発信プロジェクトも注目される。
だが、これらの取り組みは限定的だと言っていい。

3 日本からの発信—人文科学的アジア研究の対外発信

(1) CiNii などの論著データベース

日本の人文科学的アジア研究の成果は、その多くが日本語で、日本国内で発表される。英語での対外発信も重要であるが、これらの日本語の成果が国内外に発信され、隔たりなく利用されていくことがまずは求められている。だが、日本の学会誌や紀要の電子化や公開の状況は、必ずしも十分ではない。これは、各学協会が情報発信の必要性が必ずしも認知されているとはいえず、同時にまた、多くの学協会が経費面での課題に直面する中で、デジタル化やウェブ上での公開のための経費の捻出に難題を抱えているためである。

このため、個々の研究者が依然として紙媒体で先行研究の収集を行わざるをえないことに加え、海外の研究者が日本語での諸研究に触れることが難しく、さらに日本で学位を取得した留学生が帰国後に日本語の研究を踏まえた活動を行うことを困難にしている。

日本にはCiNiiがあるが、文献目録としては有用なものの、論文コンテンツの多くはダウンロードに制限がかけられており、閲覧は難しい。これは一方で、著作権の制約があるとともに、他方また、資料の提供元である学協会や関連機関における経費上の制約からデジタルデータがアップされていないためである。欧米諸国はもちろん、中国、韓国、台湾などを始めとするアジア諸国は、自国の自国語での研究成果をデジタル化して公開することに多くの予算を割き、それが内外で利用されるようになっている。日本でも、日本語での研究成果を発信することが急務であり、J-STAGE のプロジェクトなどの動向を見極めるとともに、必要な行財政的措置を講じつつ、各学会や機関、研究者個人が協力し、無料、あるいは廉価で閲覧に供することが求められる。

(2) 英語による対外発信の現状と課題

英語での対外発信の重要性は言を俟たない。これは、個々人の研究成果の発信という意味でも、また日本の学界の研究成果の発信という意味でも重要である。本会議の第21期の提言「アジア学術共同体の基盤形成をめざして」においても古代史・中世史のテクニカルタームの英語翻訳のスタンダード作成の例を紹介している。だが、英語による対外発信は、依然として個人の能力に依存するところが大きく、専門的な内容に対応できる翻訳者や、翻訳代金の確保などに課題を残している。

(3) 日本語による発信の重要性

日本語の研究成果の対外発信もまた、最も重要な課題のひとつである。これは日本国内だけを対象にしたものではなく、日本留学経験者が帰国後、あるいは日本以外の地で日本の研究にアクセスし続けること、また世界の日本語読解能力のある研究者が日本の研究に触れられることだけでなく、日本の研究成果をタイトルだけでも対外的に発信する最低限の課題となっている。

人文学的アジア研究の領域では、諸外国、特にアジア諸国の留学生を多く受け入れ、また研究者交流の盛んなことから、日本語による発信は必須である。だが、それは前述のように依然十分にはおこなわれていない。そこで、各学会誌や紀要などについて、個々の発行母体の雑誌収入などの必要性に鑑み、少なくとも刊行後一定期間を経た雑誌はデジタルコンテンツとして無料で公開すること、あるいは学会費を一定程度値上げすることで、こうした公共財の無料化を図るなどの対策が求められる。

(4) アジア各地の現地言語による発信の意義

人文学的アジア研究の場合、研究対象としての現地の言語による発信には大きな意義がある。世界各地のその地域を対象とする研究者は、少なくとも現地言語を読解できることが想定される。目下、アジアでは、各国・地域で現地語に基づく研究が進展し、現地語による学術情報の発信が盛んになってきている。その結果、英語での研究だけでなく、アジアの現地語での研究もまた、その研究史の重要な部分として位置付けられていく可能性が高い。だが、英語での発信同様、この点もまた個々の研究者の力量に依存している面があり、現地語での発信を行う上で、日本語を現地語に翻訳する翻訳経費などが十分に準備されているとはいいがたい環境にある。

4 新たな情報化時代にふさわしい人文学的アジア研究の研究者養成

情報化時代の進展のもと、前提言で提起した研究者養成の課題はいよいよ切実なものとなっている。特に新たな情報化時代に即した情報発信に適応できる新しいタイプの研究者人材の育成が求められている。

(1) 大学院生など若手研究者に対する経済的支援の拡充

研究対象地域で使われる言語の修得と現地での資料収集、調査を始め、人文学的アジア研究に携わっていくには、相当に長い準備期間を必要とする。また人文学的アジア研究に関わる専門的図書館が東京や京都に集中しているため、それを利用する際の時間的・経済的負担も小さなものではない。このような条件の下、人文学的アジア研究を志す各地の大学院生を始めとする若手研究者を励まし、支えるような経済的支援を日本学生支援機構や日本学術振興会が中心になって創設することが求められる。その際、男女の間の機会均等に留意し、ジェンダー・バランスの是正に向け適切な配慮を加えることが求められる。

(2) CADAL などの利用環境整備と若手研究者の留学支援

中国研究に大きく資する CADAL を運用しているコンソーシアムと国会図書館などが交渉し、CADAL を日本国内で容易に利用できる環境を整備するなど、人文学的アジア研究の基盤を早急に整えるべきである。近年、日本は、こうしたデータベース利用の面で国際水準に大きく立ち遅れつつあるうえ、その利用環境における地域間格差や大学間格差が拡大していることも憂慮される。いかなる地域や大学でアジア研究に従事する若手研究者に対しても、主要な研究拠点を利用する条件を開放的なものに整えるなど、十分な研究環境を提供する努力が払われなければならない。

また人文学的アジア研究にとっては、アジアの現地への留学が必須のものであるため、その機会を増やす措置も必要である。新たな情報化時代を迎え、インターネットの利用を始め様々な手段を通じ、多くの情報を居ながらにして得ることが容易になったとはいえ、そうした状況は、現地留学が持つ意義をいささかも減じるものではない。様々な手段を通じ入手できるようになった多くの情報の質を的確に判断し処理する力を培うためにも、対象としているアジアの現地に長期間滞在し、調査研究に従事する必要性は、むしろますます高まっている。

(3) ライブラリアン、アーキビスト、学芸員など専門的職業人となる道の拡大

人文学的アジア研究に関わる大学院教育を受けた若手研究者がその専門的な力量を発揮できる場を、様々な形で準備することも重要な課題である。2014年7月の「人文学的アジア研究の振興に関する提言」も指摘するように、日本国内の大学などにおける人文学的アジア研究のポストは年々削減され、若手研究者は自らの進路を見出せず、研究へのインセンティブを著しく低下させている。大学などの教員、研究者になる道を確保

するとともに、専門的な力量を備えたライブラリアン、アーキビスト⁸、学芸員⁹として、全国の図書館、文書館、博物館などで人文学的アジア研究の成果を社会に還元していく道を整えることが考慮されねばならない。また国際交流に関わる業務の専門職員として、各地の研究機関や行政機関で働く場を用意することも重要である。

なお、アーキビストに関していえば、日本アーカイブズ学会が指摘するように、文書館に専門職員を配置することを抑制する要因になっている公文書館法第4条附則第2項の特例規程を撤廃し、国際水準から著しく立ち遅れた日本の文書館の状況を早急に改めていくことは、焦眉の課題となっている。

⁸ 「アーカイブズ制度の拡充に向けて（要望）」（日本アーカイブズ学会 2008. 5. 21）など参照。1987年に制定された公文書館法第4条附則第2項の特例規程により、地方公共団体が設置する公文書館には、アーキビストとしての専門的知識と能力を備えた専門職員を、当分の間、配置しなくてもよいことになった。そして30年が過ぎ、一方では多くの公文書館の機能が不十分なまま放置され、他方では専門的力量を持つ若手が力を発揮する場を持っていない状況を生みだしている。

⁹ 社会教育法を母法とする博物館法（1951年）では博物館は社会教育機関とされ、その登録は教育委員会の所管であり、文化財保護法（1950年）では国立博物館は文化財保護委員会（現文化庁）の附属施設とされた。それゆえ、教育委員会をもたない東京国立博物館等の国立博物館（現独立行政法人立）は博物館法の「登録博物館」ではなく、相当事業を行う「博物館相当施設」にすぎない。全国5700余館の「博物館」の内、「登録博物館」は15%、「相当施設」は5%だが、「類似施設」は80%と多く、館当り学芸員数はそれぞれ2.8人、1.8人、0.24人である。このように法の形骸化が著しい登録博物館制度の抜本的改正を行い博物館全体の水準を向上する必要がある。学芸員資格と、現職学芸員が要する学術的専門性・実務能力にも乖離があるので、任用と業務に即した学芸員制度の設計も必要である。

5 人文学的アジア研究の社会的な広がり、裾野づくり

(1) 中・高・大の学校教育を通じての、アジアに対する関心の醸成

現在、人文学的アジア研究の分野で卒業論文を書く学部生、研究者を志望して大学院に進学する学生数は減少傾向にあり、若者世代に「アジア離れ」が進んでいる。こうした状況を克服するための方策として、中学校・高等学校の学校教育を通じてアジアに対する関心を喚起し、大学の学部や大学院での人文学的アジア研究へとつなげていくことが求められる。

学校教育でのアジア認識の形成は、中学校における社会科、高等学校における地理歴史科・公民科のみならず、国語科での中国の古典の学習やアジアの作家による文学作品などに接する機会に拠るところが大きかった。新たな情報化時代においては、さらに多様な現代のアジアの文化に各種のメディアを通してアクセスできるようになっている。学校教育においても、これを活用して生徒たちがグローバルな視野のなかでアジアに対する関心を醸成することができるよう、体系的に支援する必要がある。

(2) 博物館などを通じた社会教育とメディアへの還元

人文学的アジア研究の社会的広がり、裾野づくりのためには、研究成果を社会教育及びメディアへ還元することも重要である。たとえば、2015年度に東京国立博物館で開催された特別展「始皇帝と兵馬俑」は総入館者数が483,809人を数えたが¹⁰、日本と長く深い関係を有するアジアの歴史と文化に対する人々の関心は、依然として高いといえることができる。

各地の市民講座や生涯学習などでも、アジアの歴史や文化・社会に関するものが少なくない。アジアの現地の言語や学術情報に精通した研究者が、自治体などによるこうした活動に関心をもち、研究成果を様々な形態によって社会に還元することが求められる。また、アジア認識の形成において、肯定的・否定的の両面で影響を与えるゲームや漫画・アニメなどのメディアの役割を看過できない。文化コンテンツの開発と発信の必要性が国家戦略的にも強調されるなか、人文学的アジア研究に携わる研究者が関心を持って取り組まなければならない分野である。

(3) 「アジア離れ」状況の克服に向けた意識的な努力

新たな情報化時代においては、アジアに関する膨大な情報にアクセスすることが可能である。しかし、学校教育や社会教育の場で教師や児童・生徒、受講者が、それに独自にアクセスするには限界があるため、研究者や学会がアジアに関する教材開発や教材提供に関心を持つことが求められる。教材として活用できるアジア各国・地域の博物館のホームページを始めとする無料コンテンツの紹介はもちろんのこと、日本の大学・学会や博物館などが学校教育・社会教育で利用可能なコンテンツを独自に開発し、それに利

¹⁰ 国立東京博物館ホームページより (http://www.tnm.jp/uploads/r_exhibition/exhibition/PDF_4879.pdf)

用者が無料でアクセスできるよう、支援がなされなければならない。

6 具体的な政策提言

(1) アジア研究情報に対するアクセスの平等性の確保

① 新たな情報化時代が到来していることに鑑み、アジア研究にとって必要不可欠なデータベースへのアクセスを確保すべく、まずは学会などを通じていかなるデータベースがあるのか、またその質についても精査の上、国会図書館や地方の基幹的公立図書館、個々の分野の研究拠点となる大学、研究機関に対してデータベースアクセスのための予算措置を国や自治体は講じるべきである。

② データベースのアクセス権取得に際しては、コンソーシアム方式など柔軟な形式をとることが望ましい。より多くの多様なデータベースへのアクセスが実現することにより、研究の競争力を確保し増大するばかりでなく、恣意的な資料編纂の問題にも適切に対処することができる。

③ データベースへのアクセス権確保のための予算を講じるに際しては、特定の機関がそのデータベース閲覧の権利を得るにしても、外部利用者からのアクセスを無料又は廉価で可能にすることを条件とし、そのための予算措置を国や自治体が講じることによって、アクセス権の有無による研究条件の格差が生じることを防ぐべきである。

(2) 日本からのアジア研究情報の発信（研究成果、一次資料）

① 新たな情報化時代の到来は、日本から何を発信するかという課題も惹起している。これは、研究成果の発信とともに、一次資料の発信という側面も含んでいる。世界のデータベースへのアクセスに際しては、受け手の側からの発信を条件とされることもあり、国立情報学研究所、国会図書館、各研究機関、大学などが、情報発信に重点を置けるよう、関係官庁・機関（文部科学省高等教育局、日本学術振興会、日本学生支援機構、外務省総合政策局・国際文化交流審議官、及び国際交流基金など）は予算措置を講じるべきである。

② 発信する内容については、まず日本の学会誌や紀要などのデジタル化とウェブ上での無料あるいは廉価での公開を促進し、日本語を理解する外国の日本研究者等や、日本で学位を取得した研究者が日本の学会の成果にアクセスできる環境を整えるべきである。具体的には CiNii や J-STAGE で論文のコンテンツを公開することを促進すべく、関係官庁・機関は行財政措置を講じるべきである。

③ 英語での対外発信の重要性は言を俟たない。本会議の第 21 期の提言「アジア学術共同体の基盤形成をめざして」においてもこの意義を強調した。だが、英語による対外発信は、依然として個人の能力に依存するところが大きいことに鑑み、専門的な内容に対応できる翻訳者の育成や、翻訳経費の確保などにつき、関係官庁・機関と諸

学協会が協力して取り組むべきである。

④ 人文学的アジア研究の場合、研究対象としての現地の言語による発信には大きな意義がある。目下、アジアでは、各国・地域で現地語に基づく研究が進展し、現地語による学術情報の発信が盛んになってきている状況に鑑み、現地語での発信を行う若手研究者の能力向上、翻訳などのために、関係官庁・機関は予算措置を講じるべきである。

(3) 長期的な研究者養成とアジア研究の社会的基盤形成

① 長期的な研究者養成

ア アジア諸国とのパートナーシップを強化するために、アジア諸言語で書かれた重要な文献群や諸作品の翻訳事業を持続的に支援する。これと関連して、アジア諸国等派遣留学生制度を復活ないし創設する。

イ 公共図書館、文書館、博物館に対し、専門的知識と高い学術的力量を備えた専門職員の配置を促す。

ウ 各地の研究機関や行政機関に対し、国際交流関係業務の専門職員として人文学的アジア研究の専門的知識を備えた人材の配置を促す。

エ アーキビストに関しては、日本アーカイブズ学会が指摘するように、自治体の文書館に専門職員を配置することを抑制する要因になっている公文書館法第4条附則第2項の特例規程を撤廃する。

① アジア研究の社会的基盤形成

ア 中学・高校の学校教育において、アジアとの社会的・文化的つながりやアジアの同世代との共感が得られるよう、現代のアジアと日本を理解するのに有効な教材の開発を支援する。

イ 世界トップレベルの蓄積をもつ日本の人文学アジア研究の成果を、書籍やデジタル形式などの様々な媒体で社会教育に還元し、幅広い世代へアジアに関する学習・研究の機会を提供することを図る。

ウ 大学及び大学院在学中に短期から長期にわたる東アジア・東南アジアの大学への留学を含むプログラムはキャンパスアジアなどによって推進されているが、そのための地域内の大学間の学事暦やカリキュラム、単位の相互認定や成績評価といった質保証などに関する各国間の協議・調整を継続するとともに、早い時期から生徒・学生がアジアとの社会的・文化的つながりや同世代との共感を得られるよう、中学・

高校、大学の学部課程における国際セミナーや現地研修の開催、短期留学を奨励・支援する。その際、英語による交流を基本とするものの、生徒・学生の現地語学習・習得への道を拓げるため、アジアの諸言語学習の機会の拡大を図る。

＜参考資料＞ 審議経過

平成 26 年

- 12 月 19 日 アジア・対アジア関係に関する分科会（第 1 回）
- ・ 役員の選出
 - ・ 前期提言を踏まえた今期の方針について

平成 27 年

- 4 月 24 日 アジア・対アジア関係に関する分科会（第 2 回）
- ・ 今期活動方針の策定：「提言」内容に関する討議
- 7 月 3 日 アジア・対アジア関係に関する分科会（第 3 回）
- ・ 「中国の資料デジタル化プロジェクト・CADAL の概要」（国立国会図書館 関西館）
- 10 月 23 日 アジア・対アジア関係に関する分科会（第 4 回）
- ・ 「中国・アジア研究論文データベースの構築」（国立研究開発法人科学技術振興機構中国総合研究交流センター）

平成 28 年

- 4 月 22 日 アジア・対アジア関係に関する分科会（第 5 回）
- ・ 「アジア歴史資料センターのデジタル資料公開について」（国立公文書館 アジア歴史資料センター）
- 7 月 8 日 アジア・対アジア関係に関する分科会（第 6 回）
- ・ 提言（案）骨子に関する討議
- 10 月 28 日 アジア・対アジア関係に関する分科会（第 7 回）
- ・ 提言（案）に関する討議

平成 29 年

- 月○日 日本学術会議幹事会（第○回）
- ・ 提言「新たな情報化時代の人文的アジア研究に向けて——対外発信の促進と持続可能な研究者養成——」について承認

<付録> 人文学的アジア研究に関する各種データベースの概況

以下は、人文学的アジア研究に係わる研究機関、学協会等において制作され、公開されている一次資料（テキスト、及び造形美術資料・考古資料）、ならびに二次資料（学術論文、著作）に関する主なデータベースの概況である。

それぞれのデータベースの名称〔略号及びその意味〕、制作母体、URL、内容略説、無料アクセスか、あるいは（一部）有料か、公開開始時期等に関する情報を提供する。

[1] 東洋学研究情報センター・データベース（東京大学東洋文化研究所）

URL: <http://ricas.ioc.u-tokyo.ac.jp/database/index.html>

上記センターでは、情報のデジタル化によるデータベースの構築を行い、ウェブ上で公開している。『アジア古籍電子図書館』（「貴重漢籍善本全文画像」「明代図像資料三才図會データベース」「雙紅堂文庫全文影像資料集」「サンスクリット語写本」「アラビア語写本ダイバーコレクション」）『中国絵画所在データベース』『朝鮮族譜』『インド史跡調査』『イスラム事典』などを含む。フリーアクセス。

[2] 東アジア人文情報学文献センター・データベース（京都大学人文科学研究所）

URL: <http://www.kita.zinbun.kyoto-u.ac.jp/database/>

東方学デジタル図書館、アジア学術調査資料ギャラリー（バーミヤン石窟寺院）、中国文物資料ギャラリー（中国地図データベース、画像石データベース）、文字資料データベース（拓本文字、甲骨文字他）、雲岡石窟データベース（映画フィルム、調査報告書）、漢籍関連テキストデータベースなどを含む。フリーアクセス。

[3] niHuINT 人間文化研究機構・統合検索システム（大学共同利用機関法人・人間文化研究機構）。URL: <http://humanist.nijl.ac.jp/GlobalFinder/cgi/Start.exe>

人間文化研究機構を構成する国立歴史民族博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、国立民族学博物館の6機関のデータベースを横断検索するための研究資源共有化データベース。フリーアクセス。

[4] Resource Sharing Database for Area Studies 地域研究資源共有化データベース（京都大学地域研究統合情報センター）。

URL: <http://app.cias.kyoto-u.ac.jp/GlobalFinder/cgi/Start.exe>

地域研究統合情報センターが公開する16個のデータベースに加え、東南アジア研究所（1個）、国立民族学博物館（12個）、総合地球環境学研究所（5個）、及びOPAC（地域研究統合情報センター、東南アジア研究所、北海道大学スラブ研究センターの3個）の合計37個のデータベースの統合検索するための共有化データベース。フリーアクセス。

- [5] SAT 大正新脩大藏經テキストデータベース（「大藏經テキストデータベース研究会」東京大学大学院人文社会系研究科・次世代人文学開発センター）。

URL: <http://21dzk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/>

大正新脩大藏經（全 100 巻）のテキストデータベース。フリーアクセス。1998-

- [6] INBUDS インド学仏教学論文データベース（日本印度学仏教学会）。

URL: <http://www.inbuds.net/>

主として日本国内で発行された定期刊行学術雑誌等の中から、インド学・仏教学に関する論文を抽出し、その書誌情報及びキーワードを収録したデータベース。CiNii, J-STAGE 等に公開された学術雑誌所載の論文は pdf で入手可能。フリーアクセス。1997-

- [7] 日本中國學會報論文目録（日本中国学会）

URL: <http://nippon-chugoku-gakkai.org/utf8/mokurokuJ.html>

当学会機関誌掲載の学術論文の一覧（本文 PDF も順次公開中）。フリーアクセス。2016-

- [8] 学界展望（日本中国学会）

URL: <http://nippon-chugoku-gakkai.org/utf8/tenbou.html>

中国学関連の単行本・学術論文を哲学・文学・語学の三部門に整理した目録。フリーアクセス。2004-

- [9] JCIEA Journal of Cultural Interaction in East Asia（東アジア文化交渉学会）URL:

<http://www.sciea.org/publishing>

東アジア文化交渉学会機関誌（英語）。フリーアクセス。2010-

- [10] 分野横断的東南アジア古代史総合年表〔6-10 世紀〕（東南アジア古代史研究会）

URL: <http://www.waseda.jp/assoc-history/chronologicaltable.html>

東南アジア史の 7 世紀から 10 世紀は、国際交易の活性化や「インド化」の深化とも関連して、初期国家段階（4-6 世紀）を超えて古代国家が形成され発展し、大規模な政治的・宗教的中心地、さらには大きな交易拠点が形成された時代である。そのため考古学、美術史、建築史において前代より利用可能な資料が増加し、かつ近年考古学や建築史学が目覚ましい発掘成果や物質文化編年の研究成果を提出している。しかし、それらは文献史学の提示する絶対年代とも、またこれら諸分野相互の年代観とも必ずしも整合しないのが現状である。この年表は（便宜上 7 世紀よりも 1 世紀遡った）6-10 世紀の東南アジア史において、考古学、建築史、美術史が個別に提示してきた様々な相対年代を絶対年代と整合させ統合することをめざしたものである。エクセルファイルとして提供する。フリーアクセス。2016-

- [11] Documents of Myanmar Socio-Economic History (The Committee for Constructing a Database of Myanmar Parabaik Manuscripts in Aichi University)

URL: <http://taweb.aichi-u.ac.jp/DMSEH/>

18 世紀から 19 世紀にかけて、エーヤーワディー流域地方の社会経済にかかわる地方文書集成。フリーアクセス。1999-

- [12] JVDO Javanese Documents Online (東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「ジャワ語テキストにみるジャワの宗教変容」) URL: <https://jvdo.aa-ken.jp/>

ローマ字翻字で出版されたジャワ語及び古ジャワ語文献を収集し、コンコーダンスを作成したもの。フリーアクセス。2016-

- [13] JABSEAS The Japanese Bibliography of Southeast Asian Studies 東南アジア関係文献目録データベース (東南アジア学会)

URL: <http://www.jsseas.org/jabseas/>

東南アジア学会が発行する会誌『東南アジア—歴史と文化—』に掲載された「東南アジア関係文献目録」を基に作成した日本語の文献目録データベース。1975 年から 2000 年の間に日本国内で発行された書籍、学術雑誌に掲載された論文、書籍に掲載の論文のうち東南アジアに関係が深いものを収録し、対象分野は、自然科学系を除く、歴史学、人類学、地域研究、政治学、国際関係論、経済学、社会学、言語学、文学など多岐にわたる。現在では会誌の文献目録及び当該データベースいずれも更新されていないが、20 世紀第 4 四半期の日本における東南アジア研究を概観するためのツールとして、公開を続けている。フリーアクセス。2001-

- [14] Qalam Article Database 『カラム』雑誌記事データベース (「ジャウィ文献と社会研究会」京都大学地域研究統合情報センター)

URL: <http://majalahqalam.kyoto.jp/>

ジャウィ文字マレー語で書かれたイスラム系月刊誌『カラム』(1950~1969、シンガポール刊行) の誌面及びローマ字翻字のデータベース。フリーアクセス。2013-

- [15] 災害と社会 情報マッピングシステム (「災害対応の地域研究プロジェクト」京都大学地域研究統合情報センター)

URL: <http://disaster.net.cias.kyoto-u.ac.jp/Indonesia/>

現地語 (インドネシア語) のオンライン情報を定期的に自動収集して、テキストを解析して分野と地名を判別し、インターネット上の地図上で表現するシステム。災害発生時に被災と救援の状況を視覚的に把握できる。現在はインドネシアのアチェ州と西スマトラ州で運用しているが、緯度経度つきの地名一覧があれば他地域でも運用可能。フリーアクセス。2009-

[16] アチェ津波モバイル博物館 (同上)

URL: http://disaster.net.cias.kyoto-u.ac.jp/Aceh_j/

2004 年スマトラ島沖地震・津波の被災と復興の 10 年にわたる景観の経年変化を示す画像資料約 5600 件、新聞記事約 6000 件、生存者の証言 130 件、フィールド調査メモなどを収蔵し、地図上で表現したもの。モバイル端末を使って町全体をオープン博物館にする取り組みのための基盤データベース。フリーアクセス。2013-

提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目をチェックし、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

	項目	チェック
1. 表題	表題と内容は一致している。	1. はい 2. いいえ
2. 論理展開 1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	1. はい 2. いいえ
3. 論理展開 2	特に提言については、政策等への実現に向けて、具体的な行政等の担当部局を想定している（例：文部科学省研究振興局等）。	1. 部局名：文部科学省 高等教育局、外務省総合政策局・国際文化交流審議官、国際交流基金、日本学術振興会、日本学生支援機構 2. 特に無い
4. 読みやすさ 1	本文は 20 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。※図表を含む	1. はい 2. いいえ
5. 読みやすさ 2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	1. はい 2. いいえ
6. 要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり 2 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。	1. はい 2. いいえ
7. エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載している。	1. はい 2. いいえ
8. 適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、内容をゆがめた引用等は行わず、適切な引用を行っている。	1. はい 2. いいえ
9. 既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	1. はい 2. いいえ
10. 利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	1. はい 2. いいえ
11. 委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	1. はい 2. いいえ

※チェック欄で「いいえ」を記入した場合、その理由があればお書きください

記入者（委員会等名・氏名）：

言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同アジア研究・対アジア関係に関する分科会委員長・斎藤 明

参考： 日本学術会議会長メッセージ、「提言等の円滑な審議のために」（2014 年 5 月 30 日）。

<http://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/140530.pdf>